

当 日 配 布 資 料 一 覧

- 18-01 新社屋で増した機能（面積）の理由
- 19-01 評議員との意見交換会（福祉公社）
- 19-02 事務所移転に関する意見（市民社協）
- 20-01 事務所移転に関するご意見について（福祉公社）
- 20-02 事務所移転に関するご意見について（福祉公社）
- 20-03 財団法人武蔵野市福祉公社の事務所移転に関する意見書（福祉公社）
- 20-04 市民社協・福祉公社 事務所移転に関するご意見について
- 20-05 市民社協・福祉公社 事務所移転に関するご意見について
- 20-06 事務所移転に関する利用者の声（福祉公社）
- 20-07 アンケート（市民社協）
- 21-01 要望書
- 21-02 陳情書
- 21-03 市議会への陳情
- 22-01 事務所移転候補地 一覧表
- 23-01 事務所移転実務者会議及びワーキング並びに地域懇談会開催状況

新社屋で増した機能(面積)の理由

市民社協

- ・相談室 (*現在1室→3室) : 不況を反映して都や国の新しい制度や既存の貸付制度の拡充・拡大、要件緩和等による相談者の急増に伴い相談室が不足しているため。
- ・サロン的スペース : 市民が誰でも気軽に立ち寄れ、そこで福祉やボランティア情報を手に入れることができ、ちょっとした打合せなどもできるサロン的スペース。福祉の啓発にもつながる。
- ・地域社協やボランティア団体等が活用できるスペース : 社協やボランティアセンターは、市民の自主的な地域活動やボランティア活動をいろいろな側面から支援する役割を持つ。殆どの地域社協やボランティア団体は専用の拠点を持たないため、そういう団体の活動をサポートするために、上記サロン的スペースと併せて、ちょっとした会議や作業等のできる開放されたスペースの提供を行う。また、スペース内にはロッカーやメールボックス等の設置も可能である。
- ・武老連室内倉庫 : 現在は武老連室は5階にあるが、老人クラブで使用するゲートボールや輪投げ、ターゲットボードゴルフ等の物品は4階のベランダにプレハブの倉庫を設置して格納している。新社屋においては武老連の高齢者の利便性をよくするため、武老連室に付属するような形で倉庫を設置する。

福祉公社

- ・フレックスヘルパー室 + 介護研修室 + 介護用品置場 : ホームヘルプセンターには20人以上のフレックスヘルパーがいるが、利用者宅訪問から戻ってきても休憩する場所もない。また、ホームヘルパー講習会を行う際に、介護用ベッドや介護用品等を常時設置しておける専用の部屋も必要である。
- ・シャワー室、洗濯室、乾燥室 : ヘルパーが利用者宅を訪問するが、中には不衛生な利用者もあり、戻ってきたときにシャワーを浴びたり、衣類の洗濯・乾燥が必要な場合もあるが、現在はその設備はない。また、雨天時には雨がっぱを着て利用者宅を訪問するが、戻ってきて雨がっぱを干すスペースが、現在は狭いスペースをやむを得ず使用している。
- ・金庫室 : 現在、事務所内に大型金庫が3つあり、中には利用者の預貯金通帳、印鑑(金融機関届出印)、遺言公正証書、簡保・生命保険証書、権利証、登記情報等、利用者の重要書類が保管されている。セキュリティ対策はしているとはいえ、事務所内で、公社を訪れた一般市民でも目にするような場所に設置されている。防犯・防火上、やはり専用の金庫室が必要。

共有部分

- ・各階に男性用・女性用トイレ：現在は、3、5階が女性用トイレで、個室の数も少ない。男性用は4階のみである。会議や講習会等の時には一度に多くの市民が来所するので、トイレの数を整備することが必要。
- ・オストメイトトイレ、車椅子専用トイレ：現在は車椅子専用トイレは5階の女性用トイレ2室の内の1室を改造して簡易的な車いすトイレとしている。オストメイトトイレはない。障がいを持つ方、車椅子の方、高齢者等の利用もあるので、専用トイレの設置は必要不可欠。
- ・バリアフリー設備：ビルの入口の段差解消工事をしたが、傾斜があったり、ビル内も障がいを持つ方に優しい作り・設備にはなっていない。新しく建設するので、最初からバリアフリーでの建設が可能である。
- ・休憩コーナー：現在、職員の休憩室はなく、昼食も事務所内でとっている。昼食時間に来訪者があったり、電話がかかってきたときは、昼食を中断して対応したりしている。休憩時間は仕事を離れてゆっくり休憩をとることができるスペースが必要。

評議員との意見交換会(福祉公社)

- 日 時 平成22年5月25日（火）午後3時30分～
- 場 所 大東京信用組合ビル5階大会議室
- 事務局 4つの基本事項の確認。面積は800m²以上は必要。敷地ならば200坪は必要だ。公社・社協別々ならば、400m²以上は必要。

候補地があれば、設計士にあげてほしい。用途地域などを調べる。

■ 評議員A（市議会議員）

現行案に至るまでのなかで、諦めた案件について再度押してほしい。例えば、武藏野保健所についても、東京都は聞いていないという。

強力に推し進めてはどうか。武藏野美装に対しては業務委託を続けるのか。旧中央図書館跡地についても政治的判断で候補地としてはどうか。

■ 評議員B（市議会議員）

ワーキングなど、特に現場の職員（内部職員）の声を聞いて注目してほしい。また、二社が一緒であることのメリット、デメリットを示してほしい。

⇒ 自由記載にして回答を類型化し、報告したい。

■ 評議員C（社会福祉法人理事）

公社と社協は分けて考えた方が妥当であると思う。高齢化社会の今後を考えると、事務所の位置は大事になってくる。今後の地域ケアシステムの拠点であれば、三鷹通り（中央通り）あたりにあるのが妥当である。北町高齢者センター、ホームヘルプセンターの中央地域一か所にホームヘルプセンターを集める必要があるのか。社協と公社はレベルがまた違う。

15年～20年先を見据えて、ビジョンを描く必要がある。法人本部とホームヘルプセンター全体が一体である必要はない。

事務所移転に関する意見（市民社協）

○武藏野市民社会福祉協議会評議員会

(平成 22 年 5 月 31 日、大東京信用組合ビル内会議室)

■ 検証委員会の今後のスケジュールは？

⇒ 6／18 金（かたらいの道）、7／15 木（ゼロワンホール）、8／5 木（公会堂）、8／26 木（レインボーサロン）。7／15 のみ 18:30 からで、他は 18:00 開始。傍聴は 20 名まで可。

■ 提案物件シートは、社協・公社の両法人で配布しているのか？評議員だけでも合わせると、何十人という数になると思うが、その人たちがまちまちに出しても検証委員会は懐深く受け止めてくれるのか？

⇒ 今後、民生委員や地域社協などの説明会でも配布していく。細かいものでも提出・提案いただいて構わない。その内容を専門家に調査していただく。全てを検証委員会にかけるということではなく、事前調査を行い精査する。検証委員会へあげなかつた場合は、理由をつけて報告する。できれば、交渉のため物件の持ち主を記入していただけるとありがたい。

■ 完成目標はどこに置いているのか？

⇒ 空きビルに移転となれば、3月末までの移転は可能と考える。ただし、新たに建てるとなるとそれ以降となってしまう。その場合、10月に方向性が決まれば、来年の 10 月に移転という形になるのではないか。

■ 現行案が唐突に出てきてびっくりした。八幡町の現行案が最有力ということなのか？

⇒ 現在はフラットな状況で考えている。他の候補地があれば、そこと現行案を比較し、そちらがよければその案を取りたいと考えている。

■ 今までの候補物件を教えて欲しい。

⇒ インターネット情報で 150 件程度あったが、店舗などの 100 m² 程度のもので、移転先対象となるものはほとんどない状態。その他、①F & F（伊勢丹）は商業施設であり、事務所用途には考えられないとのこと。②丸十ビルという武藏境のビルは 206 m² と狭小だった。③武藏野警察署前の多摩中央信用金庫（旧太平信用金庫）は、旧耐震である上、賃貸は考えていないとのこと。④西久保の日進ハイツという建物は、部屋が分

散しており事務所には不向き。⑤横河電機関係に問い合わせたが、武蔵野市内に本部機能を集中しているので賃貸するような物件はないとのこと。不動産部があるので、民間物件の紹介は可能とのこと。⑥成蹊通りと井の頭通りの交差点にモアビルという物件があったが、トイレは2階のみで障がい者対応になっていないなど、構造・賃料の面からも折り合わなかつた。などなど、空きビルに関してはそのような状況だった。中央通りから東側が該当する土地が少なく、地代も高い。探すのであれば、中央通りから西と考えた。用途地域の関係もあり、かなり場所が限定されてしまう。閑前地区に数カ所あったが、相続や裁判の問題があつた。現在、駐車場となっているところは、そういう課題のある場所が多い。そういう経緯で、現行案で打診をしたところ、このような形で進んだという経緯がある。

■初めて評議員となり、この問題について伺った。災害に関する活動もしている。そういう関係でいうと大きな疑問がある。立地条件としては、中央公園は災害時の仮設住宅の場所となる。そういう場所の近くに社協の事務所があることは、これほど力強いことはない。伏見通りも今後災害時の幹線路線となりうる。福祉は災害時だけではないと思うが、災害時のことを考えるといい場所だと思った。

⇒ 現行案に対してなぜ否定的な意見が出てきたかというと、非常に唐突だったということが大きな理由となっていると考えている。今年に入つてからお伝えしたこともあり、こちら側の説明が不足していたことが大きい。現在の事務所が、吉祥寺にあることを考えると八幡町は交通の利便性が悪いという印象がぬぐえないことも大きい。それ以外には、民間企業への建設協力金としての出資では、所有権がないという手法であることということも大きい。その出資先が市の委託業者である点も指摘されている。

■福祉公社の評議員もしているが、そこで説明を受けた際に、実務者会議とワーキングチームとの連携が見えない印象を受けた。ワーキングチームの見解と実務者会議の見解のズレがあるように感じたので、それぞれの見解について検証委員会へ提出するのか？

⇒ ワーキングチームの職員からの意見は平たく言えば、個人的な意見であり、懇談会でもあったのでそういう印象を受けたのかも知れない。検証委員会へは、統一した見解を出したないと考えている。今後、懇談会やヒアリングで出てきた意見に関しては、検証委員会へ提出する予定。

■ ワーキングスタッフは、現場の職員で構成されている。そういった人たちの意見を聞いて欲しいという要望を出した。建物に対してだけではなく、事業をする上で両法人が一緒にいる必要があるかどうかということなども踏まえて考えて欲しい。そういったことを検証委員会へも出して欲しい。

⇒ ワーキングスタッフが考えた職員向けのアンケートの結果を検証委員会に提出する予定。現場の職員の意見も検証委員会へ届ける。

■ 予算として設計や場所選定に際して、業務委託費 100 万円というのは高いと思ったが、委託先は決まっているのか？

⇒ 委託先は、障害者総合センターの設計を行った設計会社に委託する。福祉関係の設計に長けているとのことで紹介された。金額が高いか安いかということでは、半年間の実務は 30 日と試算した。専門の設計士へ日額 3 万とすると 100 万円程度になるという考え方。

■ 現行案は唐突であり、なぜその場所なのかということがわからなかった。あの場所がいい・悪いということではなく、地域社協の活動を推進する意味でも、市民社協が市民の目に広く見える場所にあって欲しいと思っている。社協の目指すべき明確な結論ともなる、第 3 次地域福祉活動計画が出来ていない中で、なぜ急いで場所を決める必要があるのだろうか。地域福祉は、ボランティアの協力なしには成り立たない。その拠り所である市民社協には、市民の目に見える場所にあって欲しい願いがある。

⇒ 耐震性のない建物であるという事実から、一刻も早くここを出ていくというところから発想してしまった。職員の安全確保を優先すべきという管理職の考えが出来てしまったが、皆さんからの意見をきちんと受け止め、今後じっくりと検討と説明を重ねていく。

○民生・児童委員協議会〔第 3 地区〕

(平成 22 年 6 月 4 日、武蔵野市民会館)

■ この建物は何年位を考えているのか、20 年くらいか。

⇒ 基本的に 20 年。建物の耐用年数を考えると、最低でも 40 年、50 年くらいはもつ。八幡町案の契約のスパンは 20 年という考え方であるが、さらに 10 年延長することも視野に入れている。さらに耐用年数がもっともてば、さらに延長ということも考えられる。我々法人の仕様で以って建ててもらうということであれば、当然そういうこともあり得る。

■ 予算 4 億数千万円は市で出してくれないのか。

⇒ 建設費の内、最初に 3 億円出して、それを保証金的に建築主へ。差額の家賃が 100 万円ちょっと出てくる。その家賃については市が負担するという形で考えている。

○民生・児童委員協議会〔第 1 地区〕

(平成 22 年 6 月 7 日、本町コミュニティセンター)

■ 現行案のほかにも公募を行ったのか。

⇒ 現行案は公募ではなく、利用されていない土地を探した。

■ 旧・図書館跡地が良いと思っていたが、あそこはどのように使われるという計画はもうできているのか。

⇒ 使用目的は全くの白紙。有効に土地を使うために、市の基本構想・長期計画で議論して使い道を具体化していくと思われる。

■ 最初から武蔵野プレイスの中に入れてもらえるような設計ができないかったのか。駅のそばで市民が行きやすい場所である。

⇒ その頃はまだ、大信が耐震補強工事をするのではないか、そうすれば大信ビルに居続けることができると思われていた。

■ 3 億円の基金を出しても、それが家賃で消えて建物の一部も自分たちのものにならないという思いはどこか引っ掛かる。

■ 本町コミュニティセンターの近くの市の土地で、去年から話し合いをしているが、まだ結論が出ていないところがある。ただ、地形が飛び飛びで良くない。まちづくり事務所も開発公社も知っている話である。

⇒ 提案物件シートに書いて出してください。調べてみる。

○民生・児童委員協議会〔第 2 地区〕

(平成 22 年 6 月 10 日、中央コミュニティセンター)

■ 図書館跡地など、市の土地はないのか？

⇒ 現状ではないとのこと。使用するにしても長期計画に記載する必要などあり、5 年くらいかかる。

■ 予算が少なすぎるのでは？ 3 億という金額で建物を建てられるのか？

⇒ 八幡町案では、公社・社協からの出資は3億円という試算になっている。公社の寄付は、職員が対人援助サービスを昼夜問わず行ってきたことによる利用者の方からの寄付。

■ 現行案の土地はどれくらいの広さなのか？

⇒ だいたい 400 m²くらい。

■ 障害者総合センター近くに公園が出来た。あのような市の土地に公園が出来る経緯はどのようにになっているのか？

⇒ あの土地の持ち主だった方の意向で公園となった。

○ボランティアセンター・武藏野・運営委員会

(平成 22 年 6 月 7 日、大東京信用組合ビル内会議室)

■ 現行案の移転先となっている場所は、八幡町コミュニティセンターの移転候補地ともなっていた場所である。八幡町コミュニティセンターも建て替え先候補地を探しており、こういった話をもっと早く伝えてくれていれば、コミュニティセンターとの合同建設ということも考えられたかも知れない。地域の人間にしてみれば、寝耳に水の話で異論が出るのも当然。

■ ボランティアセンター運営委員会として、事務所移転に関する意見をまとめて提出した方がいいのではないか。具体的な場所ということではなく、ボランティアセンターとして新事務所に必要な機能やスペースなどを要望として提出する。

○地域説明会〔西地区〕

(平成 22 年 6 月 11 日、武藏野スイングホール)

■ 武藏野美装という会社は市のゴミ収集委託会社ということだけしか知らないかったが、どういう会社か。委託契約がなくなったらどうなるのか。

⇒ ゴミ収集委託会社何社の内の 1 社で、他にはビルのメンテナンスや清掃などを行っている会社。市の委託は毎年とか何年かごとに入札して業者が入れ替わる可能性はあるが、武藏野美装は市の委託契約の仕事だけをやっているわけではない。

■ 大信は金融機関なのでお金の面で安心で便利であった。現行案は立派

な建物ができたとしても、まわりが広くて狙われやすい場所で、安全面で不安である。

⇒ 設計も万全を期するとともに、金庫等が不特定多数の人からはわからないような構造にしたい。

■ 境、桜堤からの交通の便を説明してほしい。

⇒ (* 交通の便の説明～省略)

■ 反対はどういうことで反対しているのか。

⇒ 一番大きな理由は、今回に至る経緯の前の説明不足と思っている。それで、今回、このような形で地域の方に丁寧に説明する場を設けさせていただいた。

■ 事務所移転は基本的に社協と公社の問題なので、市が関与するものではないということであったが、なぜ市議会に陳情が出されたのか。陳情に行く前に、社協なり公社なりに疑問点をぶつけたのか。それに対しきちんと回答をしたのか。そこで納得していれば陳情は出なかつたのではないか。

⇒ 陳情関係者には、陳情を出す前にこちらに来ていただきご説明しているが、納得していただけなかったので陳情という形になった。

■ 市の職員は来ているし、実際に市と公社・社協で契約しており、税金も使っているので、市は関係ないことはない。

⇒ 今の大信ビルは市が大信と契約して家賃を払っている。現行案でも家賃が発生するが、契約は法人が行い、引き続き市が予算の範囲内で援助していく。ただ、前提としては法人の自治の問題なので、法人の意思決定を尊重する。市が関係していないとは思っていない。

■ 地域社協は活動基盤を市民社協におき、市民社協の身内的感覚がある。その身内の中での練り上げなしに頭の上を飛び越えて市議会の方に行ってしまい、私たちの閑知しないところでどんどんいろいろなことが進んでしまっていることが非常に不快。

■ 今日のこの様 (* 参加者 9 名) を見ると、誰も関心を持っていないということか。新聞報道が出る前に「社屋移転を計画している」とか「社屋を移転します」ということを一般市民に知らせて、関心を持たせる

努力がなかったのではないか。一般どころか地域社協の人たちでもほとんど関心がない。やはり、市民社協と地域社協の中で議論が進めば良かった。

■陳情者が私たちと同じ地域社協の方だったことも非常にショック。陳情を出すことも知らなかつたし、お互いに話し合うこともなくて、最初の頃は「東の方の人…」とか「西の方の人…」というように何か地域が分断されるような、市民同士が反目し合うような行為になってしまったのは、不本意だと思う。もっと、市民の心をわかった上でこういうことをしていただきたかった。

■議会で議員の方たちがどんな質問をしているか、検証委員会では委員の方がどんな質問をしているのかという説明がないと、今までと同じ説明だけでは聞いても意味がない。本当はこういうところに検証委員会の委員の方とかに来ていただきたいし、議会の傍聴にも来ていただきたい。

⇒ 議員さんからは、建設協力金として出す3億円の使い道（＊長期の前払家賃として出す）の説明がころころ変わったという指摘があり（＊まだきちんと整理できていなかった）、拙速に事を進めるのではなく、きっちりゆっくり事を構えてやるようにという意見があった。それから民間の土地に両法人の内部留保、基金を使うやり方は本当に良いのか。専門家の意見等を十分聞き、議論を重ねるべきではないか等の指摘があった。また、第1回検証委員会では、「今後の社協・公社のビジョンをどう描いているか」、「その中でどのような事務所が必要か」というものがないと、どこにどれくらいの規模の事務所が必要なのかなは、なかなか見えてこないという意見が出ている。

■市民社協に一番多く通う市民の意見が聞かれているのか。例えば、地域社協の会長等の意見を聞いているのかどうか。検証委員を見ても偉い、知らない人ばかりで、本当に必要としている人が出でていない。今の代表者会の会長を含めて、この中に入れたらどうか。

■本日出た意見、アンケートの内容は、検証委員会で報告されるものか。次の検証委員会はいつ行われるのか。

⇒ 6月18日に行われ、4回のヒアリングで出た意見は報告したい。

■ 最初に、社協と武藏野美装の同居したビルを建てる話が出た時に、反射的に区分所有だと思ったので、区分所有ではなぜいけないのかと質問した。その後の評議員会で、建設協力金でやった場合はこれだけコストがかかり、区分所有の時はイニシャルコスト、ランニングコストがそれぞれかかると聞いた時、20年間の減価償却をした時に不動産として区分所有の場合はいくら実勢価格として価値があるのかを聞いたら、わからないということであった。その次の評議員会でもその回答がなかった。

⇒ 「実勢価格」というのは八幡町の土地。

■ 土地ではない。区分所有、つまりマンションの一区画のように、区分所有だったらそこの不動産の所有者になる。そうすると 20 年の減価償却された後でも不動産としての価値が多少残るはず。もし 10 年経って、どこかもっと良い土地に移れるような話になった時に、区分所有だったらそこを売って移るという可能性も残るのではないか。だからこそ、区分所有の方が多少お金がかかるとしても、そちらの方がいいのではないかと思う。それに対して金銭的にきちんとした説明がなかった。

⇒ 例えば、シミュレーションであるが、10 年で区切って、そこで仮にどれくらいの残価があってという計算を出せばよろしいか。

■ その時（＊評議員会）出ていた表は 20 年だったので、20 年の減価償却をした後に不動産としての価値がいくら残るのか、もしかしたら 10 年でそこを出る可能性もあるのではないかという質問をした。

⇒ 減価償却してどれくらいの価値が残るかという計算は可能かと思う。元々のスキーム自体が社協・公社の事務所として使うことでの設計を前提としている。そうすると、通常の貸ビルのように汎用性のある構造とは違う建物なので、この法人以外が使う貸ビルとしての価値は通常のビルとはちょっと違う。市場価値としてはおそらく下がってしまうのではないか。区分所有した場合には、その借地権を所有することにかなりコストがかかるので、所有しても財産的には決して有利ではないと思う。

■ 役所に近いか駅に近いかのどちらかでないとワンストップにならないし、どこの地域にとっても不公平である。

- 八幡町には行きたくない。現行案（八幡町）では場所の説明が面倒、難しい。今の市民社協ですら説明しづらいので、わかりやすいところにしてほしい。そうでなければP R効果、フラッグシップはここにあるということを示していただかないと、市民社協の未来はそんなに明るくないのではないか。人が集まる所でないと、この先、経営的にも難しくなるのではないか、会員も少なくなるであろう。
- 現行案の場所自体は、個人的にも、境南町の人たちも嫌がっているわけではない。場所的にはあっちの方（大信より東方面）に行くよりは良い。ただ、内容的に納得できなければ反対しようということである。
⇒ 納得できないところは具体的には何か。
- 武蔵野美装との関係であるが、それは調べて納得できればよいのかもしれない。最初の説明では保健所をはじめ他のところは全部ダメと聞いたが、いろいろな人の意見を聞くと本当にどれが正しいのか。他のところは本当にダメなのか。すっきりと八幡町が良いという気持ちにはなれない。私たちは八幡町が嫌だというわけではないというところが、反対している人同士でも意見は違う。今の大信よりはよっぽど良いと思うが、いろいろな話を聞いてちょっと首を傾げる感じになっているので、納得できるようにしてほしい。
- 場所が良い悪いというのではなくて、このやり方が良いのかどうか。
- 保健所跡地は、説明では都が貸さなかつたということだったが、実はある議員の方が東京都に聞いたら、「聞かれていない」とはっきりと言わされたという経緯がある。用途変更はできなくはないと東京都の方も言っていると聞いた。何しろ今、新しい建物を建てることがこの時代にどうかと思うのに、建てようとしている。それは市の土地ではなくて取引業者の土地であり、しかもその建物はお金を出しても、後々自分たちのものにはならない。これは何かおかしいのではないかと思わざるを得ない。
⇒ 保健所については、確かに議員さんが東京都に問い合わせをされたようである。保健所が数年前に府中に移転するときに、三鷹と武蔵野から残してほしいと要望して、一部業務をしている。余裕スペースはあると思うが、必要としているスペースが全部あるかというと、そうではない。市としては、今の保健所の機能を他に移してほしいという

方針はない。

■ 民協の説明で図書館跡地はどうかと聞いた時に、あそこに公社と社協だけの建物を建てるのはもったいないと答えたと伝わっている。図書館跡地はいろいろ考えて、公社と社協、もっと他のところと複合的にやればもっと良くなるかもしれない。そういうところの検証がおざなりの回答。

⇒ 中央図書館については、市の方では長期計画でやるという方向性が出ている。だから、それに先立って公社や社協が入ることはできないであろう。ということは、来年移転するのには間に合わない。早くてもおそらく5～6年はかかる。そういう意味では、耐震性、安全性のところへの早い移転を考えると、あそこは候補ではないという議論になった。

■ 私は長年、市民社協やボランティアセンターは、誰でも気軽に行かれる利便性の良い場所にあるべきと考え、スイングビルが建設される時、武蔵野プレイスが計画にあがった時など、折々に市並びに市民社協の責任ある方々に「市民社協の事務所は入れないのでですか？」と申し上げてきましたが、全く何の反応もありませんでした。

今年になって急に期限が迫っている等の説明を述べられても、市、市民社協の今まで市民社協に関するビジョンが無かったことに失望するだけでした。

何度となく説明をうかがっていますが、説明内容は改善されることなく、本会でも質問に対し、相手が納得できるまでとことん資料を揃えてでも説明しようとする姿勢が全く感じられません。陳情を出された方々の、事前に説明を受けても納得されなかつたという気持ちがわかりました。

市の誠意の無さと市民社協の無力を身に沁みて感じ本当にガッカリしました。

市民社協も誠意を尽くしておられるのでしょうが、それが市民に伝わらない、それが現実です。

八幡町案に固執せず、長期的に考えて、本当に市民にとって何が一番良いのか考えていただきたいと思います。

事務所移転に関するご意見について(福祉公社)

本日は、市民社協・福祉公社の事務所移転に関して、様々な事情、諸条件等々をご説明申し上げました。

それらを踏まえた上で、どんな些細なことでも結構ですので、ご自由にご意見をお寄せ願います。

両法人は、それらを生かし、これからも市民福祉の向上のために努力する所存です。

権利擁護事業運営監視委員としては、毎回、公社が少人数で、誤りなく膨大な量の金銭事務を行っていることを、評価しています。しかも、その事務は正確に身上配慮事務と符合していて、利用者利益に適っています。これは、担当専門員の力量に負うことが大きいです。しかし、今後もその事業を円滑に遂行するためには、現状のように金融機関が近隣にあることが必須であると思います。そうしないと、実務に負担がかかり、今までのような完璧な事務履行は困難になるでしょう。マンパワーは無尽蔵ではないので、その移転先には慎重な配慮が必要だと考えます。

また、4基本原則ですが、市民サービスの観点が抜けています。これでは、自分たちの身の安全のために、「迅速、確実」に移転したいと、世間はとるでしょう。市民サービスが第一にあり、それをより良くするための事務所移転であると考えます。

税理士の立場からは、建設協力金の支払いについて、会計処理および税務処理上疑義があります。通常の賃貸借契約であれば、契約時に家賃及びその家賃の10ヶ月程度に該当する保証金を支払うのが慣行であると思います。その保証金を超える部分が前払家賃に該当するとなると、その期間は常識を逸脱した期間となるのではないかでしょうか？ 税務面においてもその建設協力金は支払時に消費税の仕入税額控除ができるのでしょうか？

いずれに致しましても、一般企業の場合、借主として契約に応じるとは考え難い契約であると思います。

事務所移転に関するご意見について（福祉公社）

私は、権利擁護事業運営監視委員の一人として、武藏野市の高齢者福祉に対する公社の日頃の多大なる貢献について、感謝の意を表したいと思います。そして、年々増え続ける公社利用者と今後益々公社に期待される福祉サービスのボリュームにそぐわず、少ない人員で業務遂行されている公社スタッフの皆様のご苦労は計り知れないと感じております。

さて、事務所移転についてですが、そもそもその出発点として、社協と公社が同じ社屋で活動をしなければならない合理的な理由があるのでしょうか？

社協と公社が一体となって活動することでの相乗効果が期待できるのであれば、それをきちんと説明して頂きたいと考えます。私は、社協と公社が担うべき社会的役割は、全く別のものであるように感じておりますので、現在同じ建物にいるからといって、再び同じビルに移転する必要があるのか、疑問を感じます。

また、公社の業務の一つである金銭管理業務の円滑な遂行を考えると、吉祥寺駅等の駅近く若しくは金融機関に近いロケーションを重要視すべきと考えますが、社協にはロケーション上のそのような必要性があるのか分かりません。

公社は、訪問型のサービス提供がメインの業務となっているので、必ずしもすべての機能を一極化する必要はなく、市内の各地域に根差した拠点に分散して事業展開することで、よりきめ細やかな福祉サービスを提供できる可能性を模索する必要もあるのではないかでしょうか？

そうなると、本部機能の部分だけの移転先として、金融機関に近い民間のテナントビルを賃借するか、自社物件として購入することをまず第一に検討することが必要ではないでしょうか？（最近の不動産市況を考えれば、良い物件がありそうな気がします）

市からの補助や一般市民からの寄付で集まった基金を、不動産という資産の取得のために取り崩すならまだしも、「建設協力金」という実質的には賃貸借上の家賃という性質をもって費消されてしまうことに疑問を感じます。

そもそも、これまで数多くの利用者からの寄付が集められたのは、公社の充実した福祉サービスへの感謝と将来にわたる永続性に期待したものであると考えます。そう考えると、今基金を取り崩して建設協力金に費消する前に、公社のサービスの心臓部であるマンパワーの充実に向けた中長期的政策にこそ、財政的ウエートを置くべきだと考えますし、その政策に呼応した事務所移転先である必要性を感じます。

現行計画案では、様々な面で合理的かつ明快な理由づけに欠け、計画案が作成された経緯自体の不透明さ・不自然さを感じざるを得ません。

ここは一つ、市民から愛され、全幅の信頼を受けるべき武藏野市福祉公社の更なる発展のため、現行計画案を白紙にし、より透明性のある計画を至急再考すべきと考えます。

以上

事務所移転検証委員会御中

平成 22 年 6 月 17 日

東京都八王子市明神町4丁目1番2号

ストーク八王子 207 号

中山法律事務所

弁護士 中山二基子



財団法人武蔵野市福祉公社の事務所移転に関する意見書

事務所移転検証委員会委員の皆様には、大変お世話になります。

誠にご重責のことと存じますが、よろしくお願ひ申し上げます。

この度、この問題につきまして、武蔵野市福祉公社の権利擁護事業特別顧問の立場から、ひとこと、意見を具申させて頂きます。

私は、平成 13 年から、月一回、福祉公社において権利擁護、成年後見に関する市民相談と職員カンファランスの指導に当たさせていただいております。

この他に、世田谷区社会福祉協議会をはじめとする複数の自治体の権利擁護事業・成年後見の顧問や「後見支援センター」所長を務め、また、一般社団法人「市民のための成年後見センター」代表理事として、少子高齢社会において、高齢者や障害ある人が安心して生活できるように微力ながら力を尽くしております。

さて、日本が超高齢社会を迎えるにあたり、都内の自治体はそれぞれに工夫をこらし、権利擁護・成年後見分野で活動してきましたが、その中でも、武蔵野市福祉公社の権利擁護・後見事業は、顕著な特長を有しています。それは、昭和 56 年から実施されている在宅サービス（高齢市民の暮らしを、没後の事務処理まで守備範囲として包括的に支援する内容）で蓄積されたノウハウを基礎として事業を開拓してきた点です。これは、他の自治体にはない誇るべき利点だと思います。

思うに、権利擁護事業が開始された時、各社会福祉協議会がその事業主体となりましたが、これは全国レベルでは社協しか受け皿が存在しなかつたことがあります。しかし、武蔵野市では市社協ではなく、福祉公社がこの事業の主体となりました。それは、市が福祉公社の福祉実践を福祉のあるべき姿であると評価し、福祉公社がこの事業の主体となることが、市民の福祉の向上に資すると判断したからに他ありません。卓見と言えると思います。

ところで、福祉公社は発足当初から、市民のニーズを充足するために広範なサービスの引受主体として活動することをモットーとしてきています。その質の高い、地道な努力は、様々な事件を通して、家庭裁判所からも高く評価されています。

福祉公社は、数多くの困難な後見事例を抱っており、法人としての後見受任件数は急伸しています。また、独自の権利擁護事業の利用者数は都内一を誇っています。その結果、年間の金銭出納回数は3,500回を超え、常時1,600点余りの財産保管物の管理事務を遂行していると聞いております。

私は、私自身が多くの後見事件を受任していることから容易に想像できるのですが、これだけの事務を遂行するための福祉公社の職員の方々の事務量は膨大なものであると思います。福祉公社が、これだけの人員規模で、きちんと業務を遂行していることは驚異的であります。

それだけに、新しい移転先が、財産管理や金銭管理に欠かせない吉祥寺の金融機関群から距離的に遠い場所となることは、後見事務や権利擁護事業の実務において、大きな打撃を受けることが予測されます。恐らく、これまでと同じレベルの事務量をこなすことは、困難になると思います。このまま、移転が実行されるならば、武藏野市の権利擁護・成年後見事業は瓦解するのではないかと、真に懸念しております。それでは、武藏野市が全国に誇ってきた福祉の活動は、十分にその責務を果たせないことになります。

また、私はこれまで福祉公社で多くの相談を受けてきましたが、相談に来られる方は、皆さん、介護が必要な家族を抱えていたり、障害のある子どもがいたりで、時間的にも精神的にも制約がある方がほとんどです。そういう方にあって、相談場所の利便性は、大きな意味を持ちます。今回予定されている移転先は、地理的に不便が予想され、市民にたいする福祉サービスの低下にならないかと心配しております。

以上、繰々申し上げましたが、武藏野市における福祉公社の存在意義と業務の実績を考慮し、新社屋計画は、是非ともご再考いただきたいというのが、顧問としての私の意見でございます。

委員の皆様におかれましては、上記事情をご賢察の上ご英断をお願い申し上げます。以上

市民社協・福祉公社 事務所移転に関するご意見について

本日は、市民社協・福祉公社の事務所移転に関して、様々な事情、諸条件等々をご説明申し上げました。

それらを踏まえた上で、どんな些細なことでも結構ですので、ご自由にご意見をお寄せ願います。

両法人は、それらを生かし、これからも市民福祉の向上のために努力する所存です。

両法人の立場上、第一に利用者の利便性を考慮する必要があります。現在の場所より諸々の条件が悪くなるのでは、関係者の方々の理解は難しくて。

又、両法人を1つで考えていいのか、状況によつては市民社協と一緒に行動すべきかでは！?

公社と市民社協の役割は、明らかに違ひ、同じビルで入る必要はないに考えます。

利用者の事や、法人内へ事務処理を委託すると
今回の移転は良い方策とは思えません。

ご協力ありがとうございました

市民社協・福祉公社 事務所移転に関するご意見について

本日は、市民社協・福祉公社の事務所移転に関して、様々な事情、諸条件等々をご説明申し上げました。

それらを踏まえた上で、どんな些細なことでも結構ですので、ご自由にご意見をお寄せ願います。

両法人は、それらを生かし、これからも市民福祉の向上のために努力する所存です。

武藏野市民のみどり同時にホームヘルプセンターと移転するへいばーとれ
スと申し上げます。

現行案は現場を全く無視したのとしか思えません。それで
公社として変化あへば一因め、ケマネー派ーがスクー・着謹新かぶる。
日々事務所を拠点として市内全城への利用者宅へ出掛けで行きす。
質の高いサービスを提供する事務所は必ずしも中央付近上
位置あるのが望ましく、場所があれどどこも良いと言う誤りあります。
又、公社の役割における滑り遂行する為には、多種の金融機関が
近隣にすれば困ります。現行案はとても現実的とは言えないと感じます。

私ヨー市民ルク 地域福祉の会でホリティ活動を立ち上げますが
メンバは公社に立派の印刷、会議室等で足を運びます。どの地域からも
より立ち寄り易い立地にあります必要がありす。高齢の方を数多く活躍
させる活動をする。福祉活動の拠点となる場所は立地が悪いばかりに
メンバーの活動意欲が下がるやうな事がありますので、便利性の
高い立地条件を望む。

一番納得できない点は、社協・公社の基金を一元企業の社屋建設
協力金と当てられることです。向う20年の償還料と1つの償済の事
ですが、同法人が所有する社屋の返却をめぐら、なぜ他企業の事に。
毎年大切に積立て来た利用者の寄付を使われるのはどうぞのうか。
市民感覚から大きく見ると恐れ入ります。

公社として利用者の寄付意見に添て、ご協力ありがとうございました
適正かつ有効な活用を考えています。

以上、現行案の良い点は何も見えず、それでみる限りが浮上して来るのか
疑問です。現行案には絶対反対です。

平成 22 年 6 月 16 日

事務所移転に関する利用者の声(福祉公社)

1 福祉公社だより 5 月号に、新社屋に関する記事を掲載し、在宅サービス利用者に周知した。その上で、各担当ソーシャルワーカーが利用者から意見を聴取した。

2 利用者意見

- ・ 公社・社協などのような公的な機関が、一民間企業と共同でビルを建てる、ということがおかしい。何か不適切な関係があるのではないか、と疑いたくなってしまう。1 億円以上のお金を出して、所有権もないなんておかしい。(中町)
- ・ 民間企業でもゴミ処分業者というのが納得できない。金融機関やもっと公共性のある会社なら理解できるが・・・(中町)
- ・ 公社は寄付された土地がたくさんある、と聞いている。そのような土地はきちんと活用されているのか。自分も死んだら公社に寄付しようと考えているが、今回のように不透明な寄付金の活用をされるなら、考えてしまう。もっと公社在宅サービスのためになる使い方をしてほしい。(中町)
- ・ 社協・公社のような地域に深く関わる団体が、八幡町のような市のはずでは、市民の活動がやりにくい。また、ほとんど決まっているような状況で初めて市民に説明をするというスタンスもおかしい。透明性が必要とされているこの世の中に、時代遅れではないか。(北町)
- ・ 事務所移転については、何故入札等もなく、特定の株式会社保有地を使うのか?
- ・ 家賃20年分の前払い金で、特定業者保有になるビル建設資金を出す。公社保有にならないものにそんな大金を投じるメリットは他に何かあるのか? (東町)
- ・ 老後福祉基金は利用者の寄付金ということを聞き、なぜ疑問が起こるような使い方をするのか? このような使い方をするなら、公社利用者は公社に寄付をしようとは思わなくなるのでは? (東町複数)
- ・ 公社だよりだけじゃよくわからなかつた。(利用者多数)
- ・ (バスハイクでの常務の説明を聞いたが、) 現社屋の賃貸契約が切れることは予め分かっていたはず。もっと早くから準備していたら市の用地など有効に使うこともできたのでは。
- ・ 一年足らずで立てた計画で大丈夫なのか。

- ・金融機関が近くにあるのは業務上必須だと思う。
- ・(八幡案について)人通りが少なく、新社屋の訪問者には不便では。
- ・(八幡案について)清掃業者との社屋共有には疑問を感じる。
- ・(八幡案について)基金を使うのであれば公社の資産として残る形にしてほしい。
- ・(社協との社屋共有についてはよく分からぬが、)仕事の内容柄、職員の皆さんのが安心して業務を遂行できる環境を整えてほしい。
- ・社協・公社のような市民の福祉をしている団体が、ゴミ業者の土地に建物を借りるのは、印象がとても悪い。市役所のまわりの市の土地に建てられないのか。理事長の次元が低い。何とか、市の土地を融通してもらえないのか。元から考え直してほしい。

(境南町)

- ・今日になるまで、何故今のビルを放っていたのか。3億で土地を買い、それを担保にビルを建てれば簡単なことだ。事務所建設が間に合わなければ、分散して安い事務所を借りては・・・。(境)
- ・八幡町に立てるることは、まず、お金の使い方がおかしい。場所が悪い。
(境)

アンケート(市民社協)

(地域説明会のアンケートで寄せられた意見)

- 誰のための市民社協社屋か、だと思う。利用者はボランティアというより、利用して欲しい弱者を抱える市民です。わかりやすいということ、行ってみようと思ってもらうところが最適地です。
- これは白紙に戻して原点にかえって時間をかけて議論をすべき。
 - ・長期計画、地域福祉計画を待って、市民社協の進むべき方向、きちんと市民に見えるようにしては。
 - ・その間、公社と市民社協を別々に一時的に仮事務所を設けて（大信がだめなら）安全を図るべき。
 - ・事務所であれば広い場所はいらない。
 - ・信頼関係がゼロになった。
- 結論を急がず八幡町は一応白紙にし、一から考えていただきたいと思います。要望のある物件を一つ一つ検討して、どうしてもどれもだめな場合は八幡町を考えるのも仕方ないと思う。
 - ・私としての意見はやはり社協は市民によりPRの出来る、例えばバス停が「社協前」とかになるような場所がよい。
- 検証委員会に、今日の内容が報告されると言うことですが、検証委員会の方々がどれだけ市民のこの気持ちを理解してくれる人たちのか心配です。
 - ・市民が納得できる形で、努力して欲しいです。
- 吉祥寺と八幡町を比較すれば、家賃が安くなるのは当然。
 - ・充分協議していなかったことなど、起きてしまったことは今さら反省しても仕方ないので、この事が表に出たという良いチャンスと捉えて、今後の両団体のあり方等を考え直し、将来像を見据える、根本的なことから話し合い、建物さえ安心ならよいという安易な考え方から脱却して、白紙からスタートすべき。白紙からのスタートで遅すぎることはない。
- 市民社協・福祉公社それぞれの事業面、ソフト面からの移転の検討・

検証を行わないのは不十分なのではないか？

- ・市民協働、地域ボランティアを行政及び市民社協は大切にしていないのではないか？これから地域福祉においてはボランティアの力は必須です。
- ・検討ではなく、検証となっているところが、本計画の弱い点だと思う。
- ・根本的議論が必要なのではないか？
- ・地域福祉の会の重要性（必要性）を認めてほしい。
- ・地域と市民社協、福祉公社それぞれがようやく本音が言えるようになってきています。今がチャンスです。

□八幡町は白紙にしていただく。

- ・市の長期計画の中に入れ、市の所有地の中に入れるようにする。特に図書館跡地等もよい。
- ・その間は、空きビルを借りる。なるべく駅に近いところ。
- ・アイデアが次々出てきているので、もう一度再考の必要があると思う。皆が納得すれば、応援もできるのではないか？

□八幡町への事務所移転には反対です。八幡町移転案は白紙撤回すべきです。空いている公共施設や公有地の活用について前向きに検討して欲しい。

□建設奉仕金の支払いの効果（何らかの時に抵当権で相殺されるということですが）がわからない。家賃だけでさがせないのか？

- ・仮設であっても2年の使用ができるのであれば、検討すべきである。その間家賃がいらなくなるのだから。（区分所有だろうが…）
- ・委託業者であっても民間の社屋に3億も払って入るということがおかしい。納得できない。
- ・場所（金融機関に隣接など）検討をして欲しい。
- ・理事会の構成に問題はないのか早急に再考するべき。（意見が吸い取られていない原因になっているのでは）

□基金4億円を取り崩すのは、今後何かあったら（災害等）で困ったときに使うこととし、普通にある建物を作るか借りるようにしたらどうでしょうか。景気も悪くなってきてるので、今後は基金の積み立てもできないでしょうから。

平成22年6月17日

事務所移転検証委員会
委員長 前川 智之様

武藏野市西久保

要 望 書

私は、地域福祉活動推進協議会（地域社協）の会長として、社会福祉法人 武藏野市民社会福祉協議会（市民社協）の将来を左右する事務所移転の件に重大な関心を持っております。

また、市民社協と財団法人 武藏野市福祉公社（福祉公社）が八幡町1丁目243番地への移転案（八幡町案）に固執し続け、計画を進める際の公開性と透明性が担保されていないと批判されている現状が、市民社協と無償のボランティア活動を実践して市民社協を支える地域社協関係者との信頼関係に、修復不能のダメージを与えるものと危惧しております。

武藏野市の福祉と市民協働の旗艦である市民社協が、武藏野市民はもとより、市民社協職員と福祉公社職員にとっても、皆が納得出来る、より望ましい場所に移転する事こそ福祉の実現そのものだと考えます。

つきましては、下記の事項につき、一定の移行期間を経て拠点を確保する事、市民社協と福祉公社がそれぞれ別の拠点を持つ事をも視野に入れ、公正な調査と検証を行い、その結果を地域社協の会長全員に、直接文書でご報告頂きたく要望致します。

現在、市民社協の理事会には地域社協の代表者の席がなく、理事会と評議員会の構成に関しては見直し作業が進められていますが、残念ながら、制度的にも時間的にも、市民社協と地域社協が十分な情報交換や意見交換を行える状況ではありません。しかし、市民社協と地域社協の信頼関係と協働が成立する環境が担保されるか否かは、今後の武藏野市の地域福祉の興廃に直結する大事です。

今回の事務所移転に関しては、関係者が武藏野市の福祉向上という共通の目的を再認識し、それぞれの立場で尽力し、より良い着地点を模索する為に協力する事が肝要だと考えます。

貴委員会委員の皆様には、武藏野市の災害時要援護者対策事業をも担う地域社協の現場の生の声を是非とも直接お聞き頂きたく、貴委員会においての意見具申の機会を併せて要望致します。

記

1. 現在までに市民および関係者から提示されたすべての物件の開示。その中で、八幡町案以外で、市民社協を設置するのに最もふさわしいと考えられるもの。また、その結論に至った理由。
2. 現在までに市民および関係者から提示されたすべての物件の内、八幡町案以外で、最も実現可能性が高いと考えられるもの。また、その結論に至った理由。
3. 最もふさわしい物件および最も実現可能性が高い物件と、八幡町案との比較。

以上

平成22年6月17日

事務所移転検証委員会

委員長 前川智之様

武藏野市吉祥寺本町

武藏野市吉祥寺本町

武藏野市吉祥寺本町

武藏野市吉祥寺本町

武藏野市吉祥寺本町

要 望 書

私どもは、地域の青少年、社会人各層の福祉と健康と安全に関わる当市の事業に長年に亘り
武藏野市を愛する思いのみでボランティアとしてかかわってきました。

近年の本市における情勢は全国的な変化と同様に、少子高齢化の波は激しく、多方面にわたり大きな変化を呼んでおります。例えば、ボランティアとして長年貢献してきた世代はいづれも80代、70代となり、しかも女性が中心で福祉の世界の新人材の確保に、非常に悩んでおります。

従来は、本市は税収の良い優良な財政の自治体との評価がありました。しかし高齢化により高額所得者の退職による所得税の減少を生み、更に現下の世界的な不況により企業からの税収が激減しております。又、今後30年間に70%の確率で関東大震災が発生するとの報道が盛んに行われておりますが、大災害時の高齢者・障害者の安否確認や救出にも組織的防備体制の確立が急務です。これには多くのボランティアの参加を、必要としております。

つきましては、社会福祉法人武藏野市民社会福祉協議会(市民社協)・福祉公社は、現事務所の移転を迫られ、新規移転先の選定に苦慮しておりますが、ここに新たな視点を提起し、当市における福祉の本丸はいかなる理念により選定するべきか、又市民社協、福祉公社をどの位置において選定するべきかを提案します。

記

(1) 市民社協の担い手を考える

- ① 当市の市民福祉の最前線は13地域社協が握っていると云つても過言ではありません。10平方キロという恵まれた立地を更に活かすためには、高齢化・女性化の目立つ地域社協の現場の実情を考慮し、センター機能の向上のため、可能な限り均等な距離感のある立地を確保するべきです。
- ② 又、これから時代、地域福祉がどのような位置を占めるかと思う時、広告塔になるぐらいの場所が欲しいと思います。
- ③ 又、既述のとおり当市の財政はますます逼迫が予想されますので、是非とも市有地の有効活用を再検討し、市民社協の財政の健全化のために外部流出を防ぐ立地を、最優先に検討するべきです。

(2) 候補地の選定

- ① 例えば旧図書館跡地の如き、費用の外部流出を防止できる立地
- ② 例えば利害関係の明瞭な把握ができる借地・借家方式の採用

(3) これまでの検討対象物件の市民への開示

- ① これまで検討したすべての物件の開示と当該物件の評価結果の開示
- ② 八幡町(案)の他案に対する再優位点の開示
- ③ 武藏野市所有地の全物件の開示

以上

平成22年6月17日

事務所移転検証委員会
委員長 前川 智之様

武蔵野市議会に、武蔵野市市民社会福祉協議会の移転先について、より多くの市民に頼られ、利用されるために、又、各地域で活動している多くのボランティア市民の心のよりどころとして、分かりやすい場所をと要望し、いくつか候補地として使えないか調査検討いただけるよう陳情いたしました。

ほとんど、前にうかがった説明の範囲を出ず、納得できるものでなかつたため、再度陳情いたしております。

今回の事務所移転検証委員会^{での}ご検討の参考にしていただきたく、お届けいたします。

武蔵野市吉祥寺東町
武蔵野市吉祥寺南町
武蔵野市吉祥寺南町

武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社
社屋移転候補地調査に関する陳情

去る2月15日、武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転に関する陳情が提出され、採択されました。

地域福祉に多年に亘り尽力してきた者として、この度の社屋問題はこれから地域福祉の推進に多大の影響のある問題として、関心を持っております。

地域の住民一人一人に最も身近に活動する地域福祉活動推進市民協議会活動は、社会福祉協議会（通称市民社協）が市民に分かりやすいところにあって、広く知られ、親しまれる事が必須のことです。従って、新社屋として下記の意見実現の可能性に付き、ぜひ議会でご検討いただきたく陳情いたします。

新社屋移転は、耐震の関係で早急に移転先を決定したい旨伺っておりますが、これから市の第5次長期計画策定及び、それに平行して新しい武藏野市地域福祉計画の策定を控え、あるべき市民社協像が定まり、活動の方向性が決まった上で、活動にふさわしい社屋の設計が行われる事を期待いたします。

日常活動の中で、社会福祉協議会がまだ市民全体に浸透しているとは言い難く、もっとその活動が周知され、利用されれば、地域活動と連携して、援助を必要とする市民の支えになれるはずです。

社協はより広く、より深く市民に知られ、活用されるよう、出来るだけ交通の便が良い場所にある事が望されます。下記の候補地につき、調査の上で、その使用の可否に関する納得いく説明を引き出させていただきたく、陳情いたします。

陳情の趣旨

- ・ 新しい移転先候補地として、市の重要施設の集中する一角につながる旧中央図書館跡地に、他の機能、センターなどとの複合施設として建設する事。
 (大災害時、文化会館に設置されるボランティアセンターを統括する上でも、社協にとってふさわしい位置になる事も加味されます)。
- ・ 調査結果ができるまでの現在の移転計画の一時休止。

武藏野市議会議長殿

平成22年6月4日

武藏野市境南町

武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社 社屋移転候補地調査に関する陳情

去る2月15日、武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転に関する陳情が行なわれ、採択されましたが、納得のいく説明がなされておりません。地域の住民一人一人に接する最も底辺で活動する地域福祉活動推進市民協議会活動に携わるものとして、社会福祉協議会（通称市民社協）が市民に分かりやすいところにあって、広く知られ、親しまれる事を切望する立場から、下記の建物を使用する可能性の有無につき、ぜひ議会でご検討いただきたく陳情いたします。

新社屋移転は、耐震の関係で早急に移転先を決定したい旨伺っておりますが、これから市の「第5期基本構想・長期計画」策定及び、それに平行して新しい「武藏野市地域福祉計画」の策定を控え、あるべき市民社協像が定まり、活動の方向性が決まった上で、活動にふさわしい社屋の設定が行われる事を切望いたします。

日常活動の中で、社会福祉協議会がまだ市民全体に浸透しているとは感じがたく、もつとその活動がしられ、利用されれば、地域福祉活動と連携して、弱い立場の市民の支えになれるはずで、社協はより広く、より深く市民に知られ、活用されるよう、高齢者にも、障害者にも、乳幼児連れにも、一般市民にも、出来るだけ交通の便が良い場所にある事が望されます。多くの地域福祉活動を担う者の中で上がったいくつかの候補地につき、調査の上で、可否に関する納得いく説明を引き出していただきたく、陳情いたします。

陳情の趣旨

- ・新しい移転先候補地として、求められる広さにも遜色のない、三鷹中央通りの「旧保健所」を、都から借り受けるか譲り受ける事の可能性についての調査検討を行うこと。

平成22年6月8日
武藏野市吉祥寺東町

武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社 社屋移転候補地調査に関する陳情

去る2月15日、武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転に関する陳情が行なわれ、採択されましたが、納得のいく説明がまだなされておりません。地域の住民一人一人に接する最も底辺で活動する地域福祉活動推進市民協議会活動に携わるものとして、社会福祉協議会（通称市民社協）が市民に分かりやすいところにあって、広く知られ、親しまれる事を切望する立場から、下記の建物を使用する可能性の有無につき、ぜひ議会でご検討いただきたく陳情いたします。

新社屋移転は、耐震の関係で早急に移転先を決定したい旨伺っておりますが、これから市の「第5期基本構想・長期計画」策定及び、それに平行して新しい「武藏野市地域福祉計画」の策定を控え、るべき市民社協像が定まり、活動の方向性が決まった上で、活動にふさわしい社屋の設定が行われる事を切望いたします。

日常活動の中で、社会福祉協議会がまだ市民全体に浸透しているとは感じがたく、もつとその活動が知られ、利用されれば、地域福祉活動と連携して、弱い立場の市民の支えになれるはずで、社協はより広く、より深く市民に知られ、活用されるよう、高齢者にも、障害者にも、乳幼児連れにも、一般市民にも、出来るだけ交通の便が良い場所にある事が望されます。多くの地域福祉活動を担う者の中で上がったいくつかの候補地につき、調査の上で、可否に関する納得いく説明を引き出していただきたく、陳情いたします。

陳情の趣旨

- ・新しい移転先候補地として、市の重要施設の集中する一角につながる保健センター内に設置すること。
(保健センターについて、「総合福祉計画」で、20年度見直しのプロジェクトが開始される予定と記載されていました)

市民社協の中期計画の経営目標にあるように、情報の収集と発信の基地であり、「支えあいのまちづくり」の中心であるために、気軽に通学や通勤の途中立ち寄れる場所としてもふさわしい場所です。

大災害時、文化会館に設置されるボランティアセンターを統括する上でも、社協にとってふさわしい位置になる事も加味されます。

平成22年6月8日
武藏野市吉祥寺南町

武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社 社屋移転候補地調査に関する陳情

去る2月15日、武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転に関する陳情を行い、採択されましたが、陳情者としては納得のいく説明をいただいておりません。地域の住民一人一人に接する最も底辺で活動する地域福祉活動推進市民協議会活動に携わるものとして、社会福祉協議会（通称市民社協）が市民に分かりやすいところにあって、広く知られ、親しまれる事を切望する立場から、下記の建物を使用する可能性の有無につき、ぜひ議会でご検討いただきたく陳情いたします。

新社屋移転は、耐震の関係で早急に移転先を決定したい旨伺っておりますが、これから市の「第5期基本構想・長期計画」策定及び、それに平行して新しい「第3次武藏野市地域福祉計画」の策定を控え、あるべき市民社協像が定まり、活動の方向性が決まった上で、活動にふさわしい社屋の設定が行われる事を切望いたします。

日常活動の中で、社会福祉協議会がまだ市民全体に浸透しているとは感じがたく、もっとその活動が知られ、利用されれば、地域福祉活動と連携して、弱い立場の市民の支えになれるはずで、社協はより広く、より深く市民に知られ、活用されるよう、高齢者にも、障害者にも、乳幼児連れにも、一般市民にも、出来るだけ交通の便が良い場所にある事が望れます。多くの地域福祉活動を担う者の中で上がったいくつの候補地につき、調査の上で、可否に関する納得いく説明を引き出していただきたく、陳情いたします。

陳情の趣旨

耐震、使い勝手とも限界に来ている、武藏野公会堂を建て替え、その中に合築することの可能性を検討すること。

市民社協の中期計画の経営目標にあるように、情報の収集と発信の基地としても、「支えあいのまちづくり」の中心であるために、気軽に通学や通勤の途中立ち寄れる場所としてもふさわしい場所です。

平成22年6月8日
武藏野市吉祥寺南町

武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社 社屋移転候補地調査に関する陳情

去る2月15日、武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転に関する陳情を行い、採択されましたが、陳情者としては納得のいく説明をいただいておりません。地域の住民一人一人に接する最も底辺で活動する地域福祉活動推進市民協議会活動に携わるものとして、社会福祉協議会（通称市民社協）が市民に分かりやすいところにあって、広く知られ、親しまれる事を切望する立場から、下記の建物を使用する可能性の有無につき、ぜひ議会でご検討いただきたいと陳情いたします。

新社屋移転は、耐震の関係で早急に移転先を決定したい旨伺っておりますが、これから市の「第5期基本構想・長期計画」策定及び、それに平行して新しい「武藏野市地域福祉計画」の策定を控え、あるべき市民社協像が定まり、活動の方向性が決まった上で、活動にふさわしい社屋の設定が行われる事を切望いたします。

日常活動の中で、社会福祉協議会がまだ市民全体に浸透しているとは感じがたく、もつとその活動がしられ、利用されれば、地域福祉活動と連携して、弱い立場の市民の支えになれるはずで、社協はより広く、より深く市民に知られ、活用されるよう、高齢者にも、障害者にも、乳幼児連れにも、一般市民にも、出来るだけ交通の便が良い場所にある事が望されます。多くの地域福祉活動を担う者の中で上がったいくつかの候補地につき、調査の上で、可否に関する納得いく説明を引き出していただきたいと陳情いたします。

陳情の趣旨

- ・新しい移転先候補地として、市役所至近のクリーンセンター建て替えに伴う、コミュニティセンターを含めた街区の再開発のおり、複合施設として合築する可能性を検討すること。

何より市役所に隣接しており、分かりやすい事や、他の用事との組み合わせで利用しやすい利点があると思われます)

平成22年6月8日
武藏野市吉祥寺東町

武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社 社屋移転候補地調査に関する陳情

去る2月15日、武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転に関する陳情を行い、採択されましたが、陳情者としては納得のいく説明をいただいておりません。地域の住民一人一人に接する最も底辺で活動する地域福祉活動推進市民協議会活動に携わるものとして、社会福祉協議会（通称市民社協）が市民に分かりやすいところにあって、広く知られ、親しまれる事を切望する立場から、下記の建物を使用する可能性の有無につき、ぜひ議会でご検討いただきたく陳情いたします。

新社屋移転は、耐震の関係で早急に移転先を決定したい旨伺っておりますが、これから市の「第5期基本構想・長期計画」策定及び、それに平行して新しい「武藏野市地域福祉計画」の策定を控え、るべき市民社協像が定まり、活動の方向性が決まった上で、活動にふさわしい社屋の設定が行われる事を切望いたします。

日常活動の中で、社会福祉協議会がまだ市民全体に浸透しているとは感じがたく、もつとその活動がしられ、利用されれば、地域福祉活動と連携して、弱い立場の市民の支えになれるはずで、社協はより広く、より深く市民に知られ、活用されるよう、高齢者にも、障害者にも、乳幼児連れにも、一般市民にも、出来るだけ交通の便が良い場所にある事が望されます。多くの地域福祉活動を担う者の中で上がったいくつかの候補地につき、調査の上で、可否に関する納得いく説明を引き出していただきたく、陳情いたします。

陳情の趣旨

- ・市役所西棟、防災センターを含む施設部分を平常時に利用出来るようにすること。

平成22年6月8日
武藏野市吉祥寺東町

(陳受22第22号)

武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転候補地調査に関する陳情

受理年月日	平成22年6月8日
陳情者	吉祥寺東町1-16-1 原利子ほか1名

陳情の要旨

去る2月15日、武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転に関する陳情が提出され、採択されました。

地域福祉に多年にわたり尽力してきた者として、このたびの社屋問題はこれから地域福祉の推進に多大の影響のある問題として、関心を持っております。

地域の住民一人一人に最も身近に活動する地域福祉活動推進市民協議会活動は、社会福祉協議会（通称市民社協）が市民にわかりやすいところにあって、広く知られ、親しまれることが必須とのことです。したがって、新社屋として下記の意見実現の可能性につき、ぜひ議会で御検討いただきたく陳情いたします。

新社屋移転は、耐震の関係で早急に移転先を決定したい旨を伺っておりますが、これから市の第五期長期計画策定及びそれに平行して新しい武藏野市地域福祉計画の策定を控え、あるべき市民社協像が定まり、活動の方向性が決まった上で、活動にふさわしい社屋の設計が行われることを期待いたします。

日常活動の中で、社会福祉協議会がまだ市民全体に浸透しているとは言いがたく、もっとその活動が周知され、利用されれば、地域活動と連携して、援助を必要とする市民の支えになれるはずです。

社協はより広く、より深く市民に知られ、活用されるよう、できるだけ交通の便がよい場所にあることが望されます。下記の候補地につき、調査の上で、その使用の可否に関する納得いく説明を引き出していただきたく、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社の新しい移転先候補地として、市の重要施設の集中する一角につながる旧中央図書館跡地に、他の機能、センターなどとの複合施設として建設することについて、調査・検討を行った上、実施の可否に関する説明を行うこと。
- 2 調査結果が出るまで、現在の移転計画を一時休止すること。

(陳受22第23号)

武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転候補地調査に関する陳情

受理年月日	平成22年6月8日
陳情者	吉祥寺東町1-16-1 原利子

陳情の要旨

去る2月15日、武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転に関する陳情が行われ、採択されましたが、納得のいく説明がなされておりません。地域の住民一人一人に接する最も底辺で活動する地域福祉活動推進市民協議会活動に携わる者として、社会福祉協議会（通称市民社協）が市民にわかりやすいところにあって、広く知られ、親しまれることを切望する立場から、下記の建物を使用する可能性の有無につき、ぜひ議会で御検討いただきたく陳情いたします。

新社屋移転は、耐震の関係で早急に移転先を決定したい旨を伺っておりますが、これから市の「第五期基本構想・長期計画」策定及びそれに平行して新しい「武藏野市地域福祉計画」の策定を控え、あるべき市民社協像が定まり、活動の方向性が決まった上で、活動にふさわしい社屋の設定が行われることを切望いたします。

日常活動の中で、社会福祉協議会がまだ市民全体に浸透しているとは感じがたく、もっとその活動が知られ、利用されれば、地域福祉活動と連携して、弱い立場の市民の支えになれるはずで、社協はより広く、より深く市民に知られ、活用されるよう、高齢者にも、障害者にも、乳幼児連れにも、一般市民にもできるだけ交通の便がよい場所にあることが望まれます。多くの地域福祉活動を担う者の中で上がった候補地につき、調査の上で、可否に関する納得いく説明を引き出していただきたく、下記のとおり陳情いたします。

記

武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社の新しい移転先候補地として、求められる広さにも遜色のない、三鷹中央通りの「旧保健所」を、都から借り受けるか譲り受けることの可能性について、調査・検討を行った上、使用の可否に関する説明を行うこと。

(陳受22第24号)

武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転候補地調査に関する陳情

受理年月日	平成22年6月8日
陳情者	吉祥寺東町1-16-1 原利子ほか1名

陳情の要旨

去る2月15日、武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転に関する陳情を行い、採択されましたが、陳情者としては納得のいく説明をいただきおりません。地域の住民一人一人に接する最も底辺で活動する地域福祉活動推進市民協議会活動に携わる者として、社会福祉協議会（通称市民社協）が市民にわかりやすいところにあって、広く知られ、親しまれることを切望する立場から、下記の建物を使用する可能性の有無につき、ぜひ議会で御検討いただきたく陳情いたします。

新社屋移転は、耐震の関係で早急に移転先を決定したい旨を伺っておりますが、これから市の「第五期基本構想・長期計画」策定及びそれに平行して新しい「武藏野市地域福祉計画」の策定を控え、あるべき市民社協像が定まり、活動の方向性が決まった上で、活動にふさわしい社屋の設定が行われることを切望いたします。

日常活動の中で、社会福祉協議会がまだ市民全体に浸透しているとは感じがたく、もっとその活動が知られ、利用されれば、地域福祉活動と連携して、弱い立場の市民の支えになれるはずで、社協はより広く、より深く市民に知られ、活用されるよう、高齢者にも、障害者にも、乳幼児連れにも、一般市民にもできるだけ交通の便がよい場所にあることが望まれます。多くの地域福祉活動を担う者の中で上がった候補地につき、調査の上で、可否に関する納得いく説明を引き出していただきたく、下記のとおり陳情いたします。

記

武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社の新しい移転先候補地として、市の重要施設の集中する一角につながる保健センター内に設置することについて、調査・検討を行った上、使用の可否に関する説明を行うこと。

(陳受22第25号)

武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転候補地調査に関する陳情

受理年月日	平成22年6月8日
陳情者	吉祥寺東町1-16-1 原利子ほか1名

陳情の要旨

去る2月15日、武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転に関する陳情を行い、採択されましたが、陳情者としては納得のいく説明をいただいておりません。地域の住民一人一人に接する最も底辺で活動する地域福祉活動推進市民協議会活動に携わる者として、社会福祉協議会（通称市民社協）が市民にわかりやすいところにあって、広く知られ、親しまれることを切望する立場から、下記の建物を使用する可能性の有無につき、ぜひ議会で御検討いただきたいと陳情いたします。

新社屋移転は、耐震の関係で早急に移転先を決定したい旨を伺っておりますが、これから市の「第五期基本構想・長期計画」策定及びそれに平行して新しい「第3次武藏野市地域福祉計画」の策定を控え、あるべき市民社協像が定まり、活動の方向性が決まった上で、活動にふさわしい社屋の設定が行われることを切望いたします。

日常活動の中で、社会福祉協議会がまだ市民全体に浸透しているとは感じがたく、もっとその活動が知られ、利用されれば、地域福祉活動と連携して、弱い立場の市民の支えになれるはずで、社協はより広く、より深く市民に知られ、活用されるよう、高齢者にも、障害者にも、乳幼児連れにも、一般市民にもできるだけ交通の便がよい場所にあることが望まれます。多くの地域福祉活動を担う者の中で上がった候補地につき、調査の上で、可否に関する納得いく説明を引き出していただきたいとおり陳情いたします。

記

耐震、使い勝手とも限界に来ている、武藏野公会堂を建てかえ、その中に武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社の新しい社屋を合築することの可能性について、調査・検討を行った上、実施の可否に関する説明を行うこと。

(陳受22第26号)

武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転候補地調査に関する陳情

受理年月日	平成22年6月8日
陳情者	吉祥寺東町1-16-1 原利子

陳情の要旨

去る2月15日、武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転に関する陳情を行い、採択されましたが、陳情者としては納得のいく説明をいただいておりません。地域の住民一人一人に接する最も底辺で活動する地域福祉活動推進市民協議会活動に携わるものとして、社会福祉協議会（通称市民社協）が市民のわかりやすいところにあって、広く知られ、親しまれることを切望する立場から、下記の建物を使用する可能性の有無につき、ぜひ議会で御検討いただく陳情いたします。

新社屋移転は、耐震の関係で早急に移転先を決定したい旨を伺っておりますが、これから市の「第五期基本構想・長期計画」策定及びそれに平行して新しい「武藏野市地域福祉計画」の策定を控え、あるべき市民社協像が定まり、活動の方向性が決まった上で、活動にふさわしい社屋の設定が行われることを切望いたします。

日常生活の中で、社会福祉協議会がまだ市民全体に浸透しているとは感じがたく、もっとその活動が知られ、利用されれば、地域福祉活動と連携して、弱い立場の市民の支えになれるはずで、社協はより広く、より深く市民に知られ、活用されるよう、高齢者にも、障害者にも、乳幼児連れにも、一般市民にもできるだけ交通の便がよい場所にあることが望まれます。多くの地域福祉活動を担う者の中で上がった候補地につき、調査の上で、可否に関する納得のいく説明を引き出していただきたく、下記のとおり陳情いたします。

記

武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社の新しい移転先候補地として、市役所至近のクリーンセンター建てかえに伴う、コミュニティセンターを含めた街区の再開発の折、複合施設として合築する可能性について、調査・検討を行った上、実施の可否に関する説明を行うこと。

(陳受22第27号)

武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転候補地調査に関する陳情

受理年月日	平成22年6月8日
陳情者	吉祥寺東町1-16-1 原利子

陳情の要旨

去る2月15日、武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社社屋移転に関する陳情を行い、採択されましたが、陳情者としては納得のいく説明をいただいておりません。地域の住民一人一人に接する最も底辺で活動する地域福祉活動推進市民協議会活動に携わる者として、社会福祉協議会（通称市民社協）が市民にわかりやすいところにあって、広く知られ、親しまれることを切望する立場から、下記の建物を使用する可能性の有無につき、ぜひ議会で御検討いただきたい陳情いたします。

新社屋移転は、耐震の関係で早急に移転先を決定したい旨を伺っておりますが、これから市の「第五期基本構想・長期計画」策定及びそれに平行して新しい「武藏野市地域福祉計画」の策定を控え、あるべき市民社協像が定まり、活動の方向性が決まった上で、活動にふさわしい社屋の設定が行われることを切望いたします。

日常活動の中で、社会福祉協議会がまだ市民全体に浸透しているとは感じがたく、もっとその活動が知られ、利用されれば、地域福祉活動と連携して、弱い立場の市民の支えになれるはずで、社協はより広く、より深く市民に知られ、活用されるよう、高齢者にも、障害者にも、乳幼児連れにも、一般市民にもできるだけ交通の便がよい場所にあることが望まれます。多くの地域福祉活動を担う者の中で上がった候補地につき、調査の上で、可否に関する納得いく説明を引き出していただきたく、下記のとおり陳情いたします。

記

武藏野市民社会福祉協議会及び財団法人武藏野市福祉公社の新しい移転先候補地として、市役所西棟、防災センターを含む施設部分を平常時に利用できるようにすることについて、調査・検討を行った上、使用の可否に関する説明を行うこと。

事務所移転候補地 一覧表

22.06.18. 現在

NO	所在地	物件(売/賃貸)	土地面積	延べ床面積	用途地域種別	建蔽率	容積率	所有者	備考
1	中町	土地	約2,000m ²		準工業	60	200	個人	
			約600坪		近隣商業地域	80	200~300		
2	境	土地	不明		第二種中高層住居専用地域			法人	
					第一種中高層住居専用地域				
					第一種低層住居専用地域				
3	吉祥寺北町	土地	約2,000m ²		第一種住居地域(道路境界から20m)	60	200	個人	
		(賃貸)	(約600坪)		第一種低層住居専用地域	40	80		
4	吉祥寺南町	土地、建物	483m ²	約1,126m ²	近隣商業地域	80	240	法人	
		(売却、又は賃貸)	(約146坪)	(約341坪)					

事務所移転実務者会議及びワーキング並びに地域懇談会開催状況

1 事務所移転実務者会議及びワーキングスタッフ会議

回数	日 時	構 成	内 容
1	4月15日（木）	実務者・ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の進め方 ・ スケジュール
2	4月20日（火）	ワーキングスタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の進め方 ・ 今後のスケジュール
3	5月12日（水）	実務者・ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証委員会スケジュール ・ 役割分担
4	5月27日（木）	実務者・ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社屋移転に関する4つの基本的事項 ・ 福祉公社の事業展開について
5	6月9日（水）	実務者・ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対案物件について ・ アンケートについて

2 第1回から第2回委員会までに行った懇談会

(現行案、対案の意見交換、情報提供の呼び掛け等)

回数	日 時	懇 談 会	出席者
1	5月25日	福祉公社評議員懇談会	8名出席
2	5月31日	市民社協評議員懇談会	21名出席
3	6月4日	第3民協懇談会	31名出席
4	6月7日	第1民協懇談会	26名出席
5	6月7日	ボランティアセンター懇談会	17名出席
6	6月8日	老人クラブ連合会懇談会	30名出席
7	6月10日	第2民協懇談会	30名出席
8	6月10日	福祉公社行事参加者への説明	22名出席
9	6月11日	地域社協懇談会	9名出席
10	6月16日	赤十字奉仕団懇談会	40名出席
11	6月17日	地域社協懇談会	17名出席